省　令

○総務省令第九十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項及び第七十条第一項の規定に基づき、端末設備等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十五日

総務大臣　片山　善博

端末設備等規則の一部を改正する省令

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　移動電話端末（第十七条―第三十二条）」を「第二節　移動電話端末（第十七条―第三十二条）　第三節　インターネットプロトコル電話端末（第三十二条の二―第三十二条の九）」に、「第三十四条の六」を「第三十四条の七」に、「第三十四条の七・第三十四条の八」を「第三十四条の八・第三十四条の九」に改める。

第二条第二項中第二十一号を第二十三号とし、第六号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六　「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

七　「インターネットプロトコル電話端末」とは、端末設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるものをいう。

第十二条の次に次の一条を加える。

（緊急通報機能）

第十二条の二　アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）を発信する機能を備えなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（緊急通報機能）

第二十八条の二　移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

第四章第二節の次に次の一節を加える。

第三節　インターネットプロトコル電話端末

（基本的機能）

第三十二条の二　インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。

一　発信又は応答を行う場合にあつては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。

二　通信を終了する場合にあつては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ（次条において「通信終了メッセージ」という。）を送出するものであること。

（発信の機能）

第三十二条の三　インターネットプロトコル電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

一　発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼の設定を行うためのメッセージ送出終了後二分以内に通信終了メッセージを送出するものであること。

二　自動再発信を行う場合（自動再発信の回数が一五回以内の場合を除く。）にあつては、その回数は最初の発信から三分間に二回以内であること。この場合において、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。

三　前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

（識別情報登録）

第三十二条の四　インターネットプロトコル電話端末のうち、識別情報（インターネットプロトコル電話端末を識別するための情報をいう。以下同じ。）の登録要求（インターネットプロトコル電話端末が、インターネットプロトコル電話用設備に識別情報の登録がなされない場合であつて、再び登録要求を行おうとするときは、次の機能を備えなければならない。

一　インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信する場合にあつては、当該待機時間に従い登録要求を行うための信号を送信するものであること。

二　インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信しない場合にあつては、端末設備ごとに適切に設定された待機時間の後に登録要求を行うための信号を送信するものであること。

2　前項の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

（ふくそう通知機能）

第三十二条の五　インターネットプロトコル電話端末は、インターネットプロトコル電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。

（緊急通報機能）

第三十二条の六　インターネットプロトコル電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

（電気的条件等）

第三十二条の七　インターネットプロトコル電話端末は、総務大臣が別に告示する電気的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

2　インターネットプロトコル電話端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。ただし、前項に規定する総務大臣が別に告示する条件において直流重畳が認められる場合にあつては、この限りでない。

（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）

第三十二条の八　インターネットプロトコル電話端末がアナログ電話端末等と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、インターネットプロトコル電話用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、別表第五号のとおりとする。

（特殊なインターネットプロトコル電話端末）

第三十二条の九　インターネットプロトコル電話端末のうち、第三十二条の二から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。

第三十四条の八を第三十四条の九とし、第三十四条の七中「（光伝送路インタフェースのデジタル端末を除く。）」を削り、同条を第三十四条の八とする。

第三十四条の六を第三十四条の七とし、第三十四条の五を第三十四条の六とし、第三十四条の四を第三十四条の五とし、第三十四条の三の次に次の一条を加える。

（緊急通報機能）

第三十四条の四　総合デジタル通信端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

第三十六条中「移動電話用設備に接続されるもの」と」の下に「、第三十二条の二から第三十二条の九までの規定及び別表第五号中「インターネットプロトコル電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」と」を加え、「第三十四条の六」を「第三十四条の七」に、「第三十四条の七及び第三十四条の八」を「第三十四条の八及び第三十四条の九」に改める。